

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第15次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第12次提案等に対する対応方針（平成20年3月7日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
913	ボイラー安全弁の止め弁の設置	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第37条第2項 ボイラー構造規格（平成元年労働省告示第65号）第62条及び第65条	平成20年度中に結論	ボイラーと安全弁との間に条件付で止め弁を設置することについて、海外における取扱い状況等の調査を行う。その結果を踏まえ、専門家による検討等を行い、措置実施の可否を含めて、平成20年度中に結論を得る。	全国で実施	平成21年6月24日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通知「ボイラー本体と安全弁との間の切替弁の設置に係るボイラー構造規格第86条の適用について」を都道府県労働局に発出し、専門家の意見を聴取する等により十分な安全性を有すると認められる場合には、ボイラー構造規格第86条の規定を適用することにより、ボイラーと安全弁との間に切替弁を設置することができることとした。	厚生労働省
1208	地縁による団体による自家用有償運送の可能化	道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2	平成20年度中に結論	自家用有償旅客運送者について、営利を目的としないこと及び輸送の安全、利用者利便を確保するための体制が整備されていること等を要件としているため、地縁による団体がこれら諸要件を満たし、自家用有償旅客運送を行うことが適当であるか否かについて検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	全国で実施	現在、自家用有償運送を行う者については、営利を目的としないこと及びある程度の組織的基盤を有することを求めているが、地方自治法に基づき市町村の認可を受けた地縁による団体については、上記の要件を満たすと考えられることから提案事項を認め、省令を改正し、全国的に認めることとする。	国土交通省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第12次提案等に対する対応方針（平成20年3月7日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1115	高圧ガス設備における「軽微な変更の工事」の対象拡大	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第14条 コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第14条	平成20年度中に結論	高圧ガス保安法に基づく「軽微な変更の工事」の対象を拡大することについては、安全確保の観点から技術的な調査・検討が必要である。よって、平成20年度中に高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等で当該調査・検討を行い、同年度内に結論を得る。	検討中	平成20年度の技術的調査・検討の結果を踏まえ、対象の拡大に向け、制度設計を行い、平成21年度中に結論を得る。 ※「第15次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	経済産業省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第12次提案等に対する対応方針（平成20年3月7日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1207	緊急自動車のサイレン音量下限の規制改革	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条（緊急自動車） 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第231条（緊急自動車）	平成20年度中に結論	緊急自動車のサイレンの基準を定める国土交通省は関係省庁の協力を得て、平成20年から使用実態の調査等を開始し、平成20年度中に結論を得る。	対応困難	提案内容の実現に向けて、使用実態の調査及び交差点を想定した条件下における試験等を実施したところ、見通しのきかない交差点等においては、周辺のドライバーが緊急車両のサイレンを認知できず事故に至る可能性が高いことが確認されたため、サイレン音量を引き下げることは困難であるとの結論が得られた。	国土交通省
1209	自家用有償運送の講習について、警察が実施する講習による代替可能化	道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）第51条の16	平成20年度中に結論	過疎地有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法その他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の乗車時における運転方法や利用者の視点に関すること等を内容とするものであるため、都道府県警察が実施する講習で代替することの可否について、その具体的な講習内容について調査し検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	対応困難	国土交通大臣が認定する講習の認定基準においては、道路交通の安全に関することの他に、道路運送法に基礎的知識に関すること、利用者利便に関すること等についての講習を行うことを求めている。四国運輸局を通じ確認したところ、徳島県警察においてはこのような講習を実施していないため、代替を認めることは困難である。 なお、現行制度においても上記基準を満たす研修であれば認定講習に準ずるものとして代替が可能である。今後、代替可能な研修を行っていると思われるものがあれば認定講習に準ずるものとして認めていくこととした。	国土交通省